

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

災害による被害を最小限に止めるためには、町、県、及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、住民一人ひとりが家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自分で守る「自助」、あるいは、地域のことは地域で守る「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、町、県及び防災関係機関は、住民に対し、災害に関する防災知識を普及啓発する必要がある、防災の日などを活用し、普及啓発を推進するとともに、町は、県及び防災関係機関等と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る。

第1節 自主防災思想の普及啓発

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、①初期消火を行う、②近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助ける、③避難施設で自ら活動する、あるいは、④町が行っている防災活動に対して協力することなどが求められる。

このため、町及び県は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行うことが求められる。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

第2節 防災知識の普及啓発

防災対策を円滑に実施し、被害の拡大を防止するため、町職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般住民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

第1項 町職員に対する教育

町職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

- 1 災害（風水害、事故等）に対する基礎知識
- 2 本防災計画に示す災害対策
- 3 特別警報・警報・注意報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）
- 5 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- 6 災害対策の課題その他必要な事項

上記のうち、3及び4については、年度当初に各所属課において、十分周知しておくものとする。

また、各対策部は、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行うものとする。

る。

第2項 児童生徒に対する教育

町教育委員会は、児童生徒に対する防災教育に関する指導計画を作成し、その実施を指導する。

- 1 ホームルーム、学校行事等の教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- 2 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階や立地条件など地域の特性に応じた指導を行う。
- 3 中学校の生徒を対象に、応急手当の習得のための指導を行う。

第3項 住民に対する普及啓発

特別警報・警報・注意報発表時及び災害の発生時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、イベントの開催、広報紙、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール、インターネット及び防災行政無線等を活用し、次のような事項を普及啓発する。

なお、普及啓発に当たっては、災害シーズン前や防災の日（9月1日）、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じて効果的な普及を図るほか、ビデオ、疑似体験装置等の活用も図る。

- 1 家庭での予防・安全対策
 - (1) 2～3日分（推奨1週間）の食料、飲料水等の備蓄
 - (2) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (3) 消火器、ガスマイコンメーターの普及
- 2 避難場所での行動
- 3 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- 4 その他
 - (1) 災害の基礎的知識、町内の災害発生状況
 - (2) 町の防災対策
 - (3) 浸水、土砂災害危険予想地域の情報
 - (4) 避難地、避難路その他避難対策
 - (5) 応急手当等看護の知識
 - (6) 要配慮者対応

第4項 防災上重要な施設の管理者等に対する普及啓発

危険物を有する施設、不特定多数の人が訪れる病院、ホテル、旅館等の防災上重要な施設の管理者に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

第5項 各種団体等に関する普及啓発

- 1 町及び町教育委員会は、婦人会、PTA、老人クラブ、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。

なお、啓発に当たっては、各団体の性格等を考慮した内容に配慮して行う。

- 2 各種団体が開催する研修会、講習会において、防災について取り入れるよう要請し、防災思想の普及啓発を促進する。

第6項 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ（各種ハザードマップ）地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、住民の安全確保に努めるものとする。

本町においては、高潮洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震防災マップ、津波ハザードマップが作成済みであり、各種マップの見直しや防災マップを活用した住民啓発の推進を図る。

第3節 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町はその取組を支援するものとする。

第4節 山口県大島防災センターの活用

本町に立地する山口県大島防災センターは、県民が防災に対する正しい知識を得るために、目で見、耳で聴き、実体験できる機能を備えた県民の防災に関する学習拠点施設であり、防災資機材を備蓄し、発災時における災害対策活動の拠点となる施設である。

本町においても山口県大島防災センターを、職員研修（AED、防災研修会など）、防災学習に積極的に活用する。

第2章 防災活動の促進

地域社会の安全確保は、町、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時においては、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導、避難者への各種救助活動等に大きな成果が期待できる。このため、消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。

第1節 消防団・水防団の育成強化

第1項 計画の方針

消防団（水防団）は地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防・水防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団（水防団）の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

このため、町は、消防団（水防団）の活性化等その育成強化に努める。

第2項 育成強化施策

1 消防団の育成強化

- (1) 消防団活性化総合計画を策定する。
- (2) 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、町内事業所との連携に努める。
- (3) 消防団の施設、装備の充実を推進するとともに、団員の高齢化に対応し、器具の軽量化を図る。
- (4) 消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施するとともに、消防学校へも積極的に訓練参加し、防災知識・技術の向上を図る。

2 水防団の育成強化

- (1) 水防団の拠点となる施設、水防資機材の充実を図る。
- (2) 関係機関と協同して、水防団員の技術指導を行う。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、町と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、町民の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 町の措置

災対法第5条第2項の規定に基づき、町は自主防災組織の育成を推進する。

1 自主防災組織の育成推進

- (1) 地域住民を対象とする自主防災組織の育成

ア 設置推進の留意事項

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して設置を推進するものとする。

- (ア) 設置単位は、住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる自治会単位、学区単位等が考えられるが、住民が無理なく活動できる単位とする。
- (イ) 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
- (ウ) 住民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うためにコミュニティ団体等の既存組織を自主防災組織として育成する。
- (エ) 消防団員の積極的な協力を得て、自主防災組織を育成する。

イ 自主防災組織に対する指導援助

町は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

ウ その他の防災関係機関においても、町の自主防災組織の設置推進活動等に対し、積極的に協力するものとする。

(2) 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している施設の自主防災組織の育成

ア 学校、病院及びスーパー等多数の者が利用する施設を対象とした、防災管理体制の強化を図る。

イ 危険物施設等を対象として、自衛消防組織の育成を図る。

ウ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防組織の育成を図る。

エ 法令により防火管理者等を置き、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

オ 施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置くものとする。ただし、法令に基づき、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とするものとする。

2 防災資機材等の整備促進

町は、自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

3 防災資機材の操作方法の講習等

町は、防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会等を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

4 防災知識の普及啓発

町は、防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持していく。

5 自主防災組織リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災組織リーダーが必要であり、町は、研修会等を実施し、この育成に努める。

【資料編 資料2-2-2-2 周防大島町における自主防災組織の状況】

第2項 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じ、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める

| 平 常 時 の 活 動 | 災 害 時 の 活 動 |
|---|---|
| ①防災知識の普及 ②防災訓練の実施 ③火気使用設備器具等の点検 ④防災用資機材等の整備 ⑤地域内の消防水利、危険箇所の把握 ⑥地域内の要配慮者の把握 | ①災害情報の収集及び伝達 ②初期消火等の実施 ③救出・救護の実施及び協力 ④避難誘導の実施 ⑤炊き出し、救助物資の配布に対する協力 |

第3節 自主防犯組織の育成

生活安全に配慮した安全で安心なまちづくりの推進を図るため、自治会単位ごとに地域防犯ボランティア等の育成に努めるものとする。

住民及び事業者は、安全活動に積極的に取り組むことにより、助け合い精神に根ざした良好な地域社会を育むよう努めるものとする。

第4節 企業防災活動の促進

災害時においては、町及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要があるため、企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

- 1 町は、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえ、企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。
- 2 優良企業の表彰を行うなどして、企業防災の防災意識の高揚を図る。

第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的な訓練が重要となる。

防災訓練は、本防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、本防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した継続的な実施が必要である。

このため、町は、県、他の市町及び防災関係機関等と共同してまたは単独で、次の訓練を実施する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。

第1節 町が行う防災訓練

第1項 総合防災訓練

1 訓練の主旨

大規模災害の発生を想定し、県、他の市町及び防災関係機関と連携して防災訓練を行い、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など、地域防災計画の検証を行う。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容となるように留意して実施する。

2 訓練実施時期、場所及び方法

| | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 |
|------------------|------------------------------|---|--|
| 町 県 防災関係機関 | 台風来襲期または最も訓練効果のある時期を選んで実施する。 | 広範囲の災害のおそれのある地域または訓練効果のある適当な場所において実施する。 | 町、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、災害想定により、予想される事態に相応した風水害等の防災訓練の総合的応急対策活動を実施するものとする。 |

3 訓練内容

訓練内容としては、町域の特性や防災環境の変化に対応した訓練とする。

| 町 | 防災関係機関 | 自主防災組織・住民 |
|--|---|---|
| 大規模災害の発生を想定し、県、他の市町及び防災関係機関と連携して防災訓練を行い、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など、地域防災計画の検証を行う 大規模災害の発生を想定し、県、他の市町及び防災関係機関と連携して防災訓練を行い、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達・広報等 ・ 消火活動 ・ 救助・救急 ・ 医療救護 ・ ライフライン施設応急復旧 ・ 救援物資輸送 | 初期消火 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護 ・ 炊き出し ・ 避難・避難誘導 ・ 要配慮者安全確保等 (避難支援) |

| 町 | 防災関係機関 | 自主防災組織・住民 |
|--------------------|--------|-----------|
| の確立など、地域防災計画の検証を行う | | |

第2項 個別防災訓練

1 訓練の主旨

関係課が関係機関と連携して、訓練効果のある時期に町の防災体制や各種災害の特性・態様等に応じた防災訓練を実施する。

2 訓練実施時期、場所及び方法

| 区分 | 実施主体 | 実施時期 | 実施場所 | 実施方法 | |
|--------|------------------------|------------|-------------------|---|---|
| 水防訓練 | 町 消防団 県 | 水害が予想される時期 | 水害危険地 区 | 図上または実地訓練 必要に応じて、県と合同で行うものとする。他の訓練と併合も考える。 | |
| 消防訓練 | 総務部総務課 各総合支所 消防団 | 適宜 | 火災危険地 区 | 図上または実地訓練 他の訓練との併合も考えられる。 | |
| 災害救助訓練 | 町 県 防災関係機関 | 必要かつ適切な時期 | 被災のおそれのある地域の適当な場所 | 災害想定により、救助、救援を円滑に遂行するために、医療救護、人命救助、炊き出し、その他関連活動を個別または併合して行うものとする。 | |
| その他の訓練 | 災害情報連絡訓練 | 各部及び防災関係機関 | 適宜 | 適宜 | 気象予警報、その他情報、指示、命令及び報告等を円滑に実施するために行うものとする。 |
| | 非常招集訓練 | | | | 応急対策を実施するため、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう行うものとする。 |
| | 避難訓練 | | | | 被災のおそれのある地域内及び学校、病院、保育施設、集会所等の建造物内の人命保護を目的として実施するものとする。 |

第3項 通信訓練

大規模な災害の発生などでは電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想される。

第4項 訓練後の評価

訓練終了後においては自ら評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善に努め今後の活動に反映する。

第2節 事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練

災害が発生した場合において、貴重な人命・財産を確保するためには住民の協力が必要となる。このため、住民に対し災害時に的確な行動がとれるよう様々な機会をとらえて訓練を実施する。

このため、町は、県、他の市町及び防災関係機関と共同してまたは単独で、次の訓練を実施する。

第1項 事業所（防火管理者）における訓練

学校（小学校、中学校、高等学校、高等専門学校）、病院、社会福祉施設及び旅館等その他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として町、柳井地区広域消防組合及び地域の防災組織の行う訓練に積極的に参加するよう努める。

第2項 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、町及び広域消防組合の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保等について実施する。

第3項 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への積極的な参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努める。

第4項 要配慮者の訓練への参加促進

災害発生時に避難等の行動に支障が生じるおそれが高い要配慮者の安全を確保するため、消防団や地域の自主防災組織の実施する訓練へ、要配慮者の積極的な参加を促し、実践的な訓練を行うものとする。

第4章 自然災害に強い町土の形成

第1節 町土の現況と保全対策

第1項 治山

1 現況

本町は、島しょ部でありながら山地丘陵の急傾斜地も多く、加えて保水性に乏しい花崗岩風化土地帯が分布し、さらに台風の襲来等による林地の荒廃が進んでいるため、治山施設の一層の完備を図るなど、治山対策を防災上重要な事項として災害の防止を期する。

2 対策

森林の維持、造成を通じて、山地に起因する災害の防止・復旧を図るため、山地災害危険地区や荒廃森林等において、山地治山事業、保安林整備事業等を実施するよう県に要請する。

第2項 砂防

1 対策

(1) 砂防事業

砂防事業については、県が各荒廃河川の水系ごとの長期計画を策定し、一貫した計画のもとに整備が進められているが、今後とも土石流発生危険区域を重点的に取り上げ、さらに改修計画中の中小河川上流部の整備を推進するよう、県に要請する。

(2) 地すべり対策事業

地すべり対策事業については、県により緊要度の高い地区から重点的に実施されているが、地すべり発生による被害規模の大きいこと等からも、本事業については特に推進強化を図るよう、県に要請する。

また、地すべり防止区域に指定されていない地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業については、県により崩壊の危険度の高いものから逐次、法に基づく区域指定（急傾斜地崩壊危険区域）が行われ、防止工事については、被害対象規模の大きいものから緊要度に応じて重点的に実施され、また被害対象規模の小さいものについても、危険度の高いものについては県費助成事業として実施され、がけ崩れ災害防止が図られている。

なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

また、土地所有者が崩壊防止工事を施行することが、困難または不相当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施行等を県に対して積極的に働きかけるものとする。

第3項 河川

1 現況

本町の河川は、比較的流域面積の小さい急流河川が大部分で、増減水の差が著しく、雨

期や集中豪雨時など出水期にはいわゆる鉄砲水の現象になるなど、災害多発の原因となっている。その整備に当たっては、治水とともに利水を考慮して進めていく。

2 対策

河川事業は災害の原因を除去し、洪水の安全な流下を図るために水系の一貫を基調とし、河川の安全と開発を考慮しながら推進する。

治水事業は、危険度が高く氾濫により損失の大きい地域の被害防除に重点をおいて推進し、洪水の調整を図り、流域の安全を確保するため、河川高潮対策事業などを促進し、流域住民の安全確保に努める。また、水利用の高度化を図り、水害に備えて水防体制の強化を図る。

溪流の整備は逐次進捗をみているが、局地的集中豪雨による被害傾向は、えん堤工の有無により大きな違いがあるため、予防事業の強化が望まれる。

第4項 海岸

1 現況

本町は、港湾漁港施設が多数点在し、台風の襲来などにより、海岸あるいは河川からの災害を受けやすい状態にある。海岸保全区域に指定されている地域では海岸保全施設によって防護されているものの、保全施設の整備は、なお十分とはいえず、さらに海岸保全区域の指定を要する地域を残している。しかも、近年、この海岸保全は益々重要となっている。

2 対策

海岸保全施設の整備は、町土保全と住民生活の安定上極めて重要である。このため既存施設の維持並びに改良に努めるとともに、山口南沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設整備事業を促進する。

第5項 低地

1 現況

本町においては、一部地域において低地に住宅が存在し、高潮時、大雨時には浸水のおそれが高じている。

2 対策

河川の整備を推進するとともに、住宅地の浸水防除を図るために、低地においては、ポンプ場の整備を図る。

併せて、流域から一挙に大量の雨水が低地に流入することを抑制する対策が必要であり、今後、総合的な低地対策を検討するため、集中豪雨時における浸水状況を調査し、慢性的な排水不良地域の総合的な防災対策を検討することとする。

また、河川、側溝、排水路等は一体となり排水するため、低地に対する計画・事業に当たっては、関係機関相互で調整を図り、事業の推進を行うこととする。

第6項 ため池

1 現況

本町のため池は、その地形条件とあいまって、田及び畑の用水源として数多く造られている。これらのため池の一部は、今日も重要な農業用水源として、また、洪水調整や自然環境保全に寄与しているが、一方、そのほとんどが造られてから相当年数を経て老朽化が進んでいる。

2 対策

ため池の決壊は、農地の流出はもとより、人命、財産に重大な被害をもたらすことから、ため池災害を未然に防止することは、人心の安定と町土保全の上から極めて重要である。このため、老朽ため池の実態把握に努め、老朽度に応じて計画的に整備を推進する。

また、ため池管理者の適切な維持管理とあいまって、水防管理関係機関との連携による確かな防災体制の確立を図り、ため池災害の未然防止に努める。

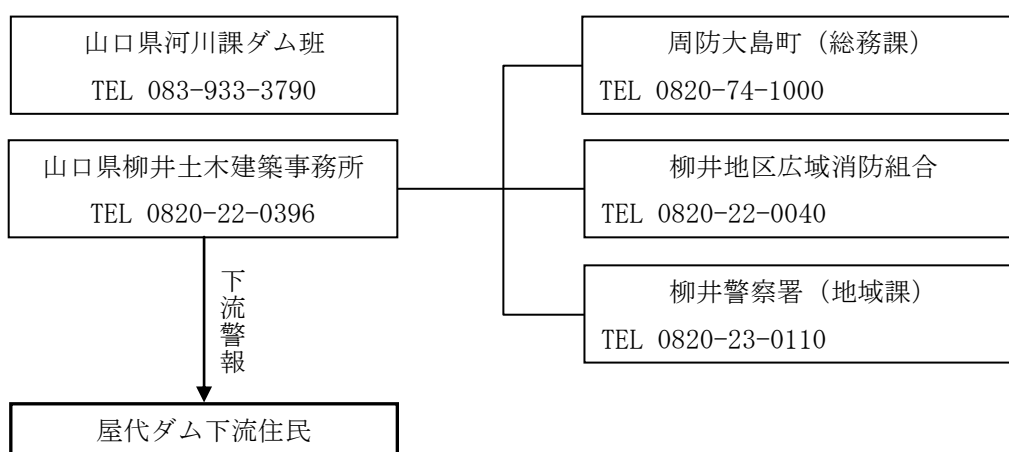
【資料編：資料2-4-1 危険ため池一覧】

第7項 ダム

1 現況

屋代ダムは、屋代川の治水を目的に建設され、洪水調整や自然環境保全に寄与しているが、大雨等によるダムの決壊は、農地の流出はもとより、人命・財産に重大な被害をもたらすおそれがある。

【屋代ダム放流連絡系統】



2 対策

大雨等によるダムの災害を未然に防止することは、民生の安定と町土保全の観点から極めて重要である。このため、現地調査・巡視を実施するなど施設の危険度を判定し、計画的に整備を推進する。

第2節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、また洪水、高潮、地すべり、山崩れ、火災その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、県と連携しあらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

第2項 危険区域の設定

県の定める危険区域の設定基準及びそれに基づく本町の危険区域の設定状況は、次のとおりである。

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>孤立危険地区</p> <p>暴風、高潮による</p> | <p>(1) 設定の基準 災害を受けた場合に該当する地区を想定 ア 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 イ 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-1 暴風、高潮による孤立危険区域一覧】</p> |
| <p>危険ため池</p> | <p>(1) 設定の基準 老朽化したため池であって、次のいずれか1つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家1戸以上または重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 ア 堤体の老朽化及び断面不足（堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食） イ 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損または漏水） ウ 余水吐の老朽化及び断面不足（破損または断面不足）</p> <p>(2) 設定の状況 危険性の高いため池を現地調査し、危険ため池と判定されたもの及びため池等整備事業で継続実施中のもの 本町の危険ため池の現況は、資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-1 危険ため池一覧】</p> |
| <p>山地災害危険地区</p> | <p>(1) 設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上または公共施設に直接及ぶおそれのある地区で緊急度によりA、B、Cに区分する。 ア 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、または崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 イ 崩壊土砂流出危険地区…溪流において、山腹崩壊または地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 ウ 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所またはそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与えまたは与えるおそれのある地区</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-2 山地災害危険地区一覧】</p> |
| <p>漁港区域関係</p> | <p>(1) 設定の基準 背後に人家または耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するもの。 ア 天然海岸の地盤高または護岸天端高が既往最高潮位以下のところ イ 護岸が老朽または貧弱等で崩壊のおそれがあるところ</p> <p>(2) 設定の状況 山口南沿岸は高潮に重点がおかれている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事前規制区間 進路橋梁部</p> | <p>(1) 設定の基準 異常気象時において主に大雨・強雨により地すべり、土砂崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-3 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧表】</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地すべり防止区域</p> | <p>(1) 設定の基準（地すべり等防止法第3条） ア 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発しまたは助長し、若しくは誘発のおそれのきわめて大きい地域の面積が 5ha 以上で、次の各号のいずれか1つに該当するもの (ア) 多量の崩土が、溪流または河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの (イ) 県道以上の道路または迂回路のない町道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (ウ) 官公署、学校、病院等の公共建物のうち、重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (エ) 貯水量 30,000m³ 以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道または利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの (オ) 人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (カ) 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの イ 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に必要がある場合</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-4 地すべり防止区域一覧】</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">砂防指定地</p> | <p>(1) 設定の基準（砂防法第2条） 砂防設備を要する土地または治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-5 砂防指定地関係災害危険区域一覧】</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">急傾斜地崩壊危険区域</p> | <p>(1) 設定の基準 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条) (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2) 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次のア、イのいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの ア 高さが 5m 以上であること イ その崩壊により、5 戸以上の人家または官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあること</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-6 土砂災害警戒区域】</p> |

| | |
|---|--|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土砂災害警戒区域</p> | <p>(1) 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊 (ア) 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域（急傾斜地） (イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域</p> <p>イ 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2°以上の区域</p> <p>ウ 地滑り (ア) 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域） (イ) 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-6 土砂災害警戒区域】</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">土砂災害特別警戒区域</p> | <p>(1) 設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの</p> <p>ア 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>イ 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域</p> <p>ウ 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域等</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-7 土砂災害特別警戒区域】</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">河川海岸関係</p> | <p>(1) 設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のもの</p> <p>ア 河川または海岸の堤防の決壊または溢水箇所の延長が100m以上</p> <p>イ 人的被害のあるもの</p> <p>ウ 耕地被害が10ha以上のもの</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-8 海岸関係、国土交通省河川局所管】</p> |

| | |
|-------------|--|
| 地すべり危険箇所 | <p>(1) 設定の基準 「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-9 地すべり危険箇所】</p> |
| 土石流危険渓流等 | <p>(1) 設定の基準 「土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに、人家のないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土石流危険渓流等」という。</p> <p>ア 土石流危険渓流Ⅰ 土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流等」という。</p> <p>イ 土石流危険渓流Ⅱ 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域内に流入する渓流</p> <p>ウ 土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ 土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-10 土石流災害危険区域】</p> |
| 急傾斜地崩壊危険箇所等 | <p>(1) 設定の基準 「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼす恐れのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（一定の要件を満たしたものを）を含めたもの</p> <p>ア 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある箇所</p> <p>イ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所</p> <p>(2) 設定の状況 資料編に定めるとおり 【資料編：資料 2-4-2-11 急傾斜地崩壊危険箇所一覧】</p> |

第3節 防災パトロールの実施

第1項 目的

台風、高潮、洪水、地すべり、山くずれ等の自然災害のほか工業の発達、交通の複雑化等により爆発、火災、交通事故等きわめて多種多様の災害発生原因を内包している。

これらの災害に対処して、地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

1 調査時期

毎年、必要に応じて関係機関と協議のうえ計画的に実施する。

2 調査区域

町内の各分野にわたる重要危険地区とする。

3 調査班の編成

- (1) 町
- (2) 県
- (3) 柳井警察署
- (4) 柳井地区広域消防組合
- (5) 周防大島町消防団

4 調査の方法

- (1) 町及び関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。
- (2) 調査事項は、各参加機関で検討し協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況と計画の概要
- (2) 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により危険が予測される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 避難予定場所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 危険事態の発生の要件となる基準事項の調査、例えば降雨量、通報水位、警戒水位等
- (9) 各種観測施設設備の状況
- (10) 大規模な火災、爆発により被害が拡大するおそれのある施設整備または区域の実態
- (11) 過去の災害発生状況

6 結果の公表

町は、調査結果をとりまとめ、各防災関係機関及び住民に対し公表するものとする。

第5章 災害情報体制の整備

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、町が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る。

第1節 災害情報の収集、連絡体制

第1項 通信施設の現況

1 町防災行政無線

平素の広報活動のほか、災害時における緊急事項の通報・伝達を行うため、固定系は屋外子局が町内114か所、戸別受信機が住民各戸及び町長が必要と認める施設・事務所等に設置され、また移動系が庁用自動車に設置されている。

2 県防災行政無線

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、県、他市町及び消防本部等から迅速かつ正確な情報を収集し、また、被害状況等を報告するため、庁内に県防災行政無線が整備されている。

3 災害時優先電話

災害時には、一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、災害発生時に町内公共施設と災害情報や被害状況を収集・伝達するため、庁舎のほか支所や学校等の公共施設に、あらかじめNTT西日本に登録して災害時優先電話を設置している。

主要な避難所13箇所に、西日本電信電話株式会社との協定に基づき、大災害時には特設公衆電話を設置される。

第2項 情報通信体制の確保

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

1 通信設備の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町は、通信設備に対し、次のような安全対策を講じるものとする。

(1) 通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていくものとする。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図るものとする。

2 通信網の拡充整備

(1) 町は、被災地域の被害状況等の把握、被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から、次のような対策を講じ、または検

討する。

ア 町内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における地域防災無線網の整備

イ 移動系防災行政無線網の整備

(2) 多様な情報収集ルートを確認する観点から、民間企業等（タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用）、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

(3) 本町は、町のホームページを開設しているが、今後、災害時の情報伝達など、災害における情報化機器（IT）の活用について検討を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

町は、大規模災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

(1) 情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画

(4) 災害時に使用する災害応急対策用無線（町防災行政無線、防災相互通信用無線）、災害時優先電話等の効果的活用、運用方法等の習熟

(5) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう、関係防災機関で事前に調整するなど、体制の整備

4 情報処理分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

町は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報など防災関連情報の収集、蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努めるものとする。

第3項 観測、予報施設の整備

1 施設の現況

町管理の気象観測設備は次表のとおりである。このほか、町内には資料編に定めるとおり各関係機関による観測施設がある。【資料編：資料2-5-1-1 観測施設】

2 整備方針

気象情報を的確に把握するために、観測及び予報に必要な施設を次の方針により整備するものとする。

(1) 各機関の総合的な連絡体制の整備を図る。

(2) 観測施設の整備促進を図る。

(3) 県は、迅速かつ正確に雨量情報、河川情報を収集する「山口県土木防災情報システム」、潮位情報を収集する「山口県高潮防災情報システム」、道路情報を収集する「山口県道路情報 道路みえるナビ」、県内各地の震度情報を収集する「震度情報システム」、土砂災害情報を収集する「山口県土砂災害ポータル」等の各種の災害に関する情報シス

テムを整備し運用している。

今後は、これらの情報を住民に提供するためのネットワークとして、「やまぐち情報スーパーネットワーク」の連携体制の整備推進を県に要請し、自主防災意識の高揚を図るなど、災害の未然防止に努め、災害に強い町土づくりを実現する。

- (4) 高潮災害については、町は、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の高潮監視体制を定めるとともに、県が整備した高潮防災情報システムを活用し、安全性を確保して高潮の監視を行うよう努めるものとする。また、漁業協同組合等と協議し、海上の異常について情報収集体制の整備を図るものとする。

第4項 被災者への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

1 情報伝達手段の整備

町は、避難地、避難場所等への防災行政無線（同報系・移動系）、地域防災無線の整備を推進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

このため、町は、大規模災害発生時における放送事業者への緊急放送要請の方法等について、平素から職員に対して周知徹底を図る。

3 被災者に提供する情報の整理

町は、被災者等に提供すべき情報について、あらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第6章 災害応急体制の整備

町は、災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関との連携強化を推進する。

第1節 職員の体制

町は、災害の発生が予測される場合または災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

第1項 配備体制

本町の配備体制は下表のとおり定める。職員参集基準の明確化を図るため、配備課、配備人数、配備者については、別途、「警報・注意報発表時の対応マニュアル」に定め、毎年度更新を行う。

| 配備体制 | 配備基準 | | 職員参集基準 |
|-----------------------|--|---|--|
| 第1警戒体制 | 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水注意報 ・高潮注意報 | <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ所属長が指名した職員 |
| | 雪害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雪注意報 | |
| 第2警戒体制 | 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水警報 | <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ所属長が指名した職員 ・出張所においては、災害の規模に応じ、総合支所長の判断により、適正な配備体制を確立する。 ・出張所においては、災害の規模に応じ、総合支所長の判断により、適正な配備体制を確立する。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・暴風、暴風雪、波浪警報 | |
| | 雪害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雪警報 | |
| 大規模火災 交通災害 産業災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合 | | |
| 第1非常体制 | 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報、洪水警報、高潮警報 ・気象、高潮又は波浪に関する特別警報 ・災害の発生が予測されるとき | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害発生 of 未然防止または災害応急措置を実施するため、町災対本部の関係する対策部により組織し、あらかじめ所属長が指名した職員により配備体制を確立する。 |
| 第2非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害の発生が予測されるとき ・町内に災害が発生し、規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・全職員による非常体制とする。 |

第2項 職員の配備基準

- 1 第1・第2警戒体制は、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備に当たる。また、この場合、配備人数は必要に応じて増員するものとする。
- 2 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び関

係課をもって、第2警戒体制に入るものとする。

この場合、災害の状況によって、町長は、第1非常体制を命ずることがある。

なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

3 第2 非常体制が指示された場合は、全職員による体制となる。

4 交通途絶等のため所定の場所に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、最寄りの総合支所に参集する。

第3項 情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の整備を進める。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、町が別に作成する「防災対応マニュアル」を参考にして、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員及び関係機関等との連携等について徹底するものとする。

第5項 業務継続計画（BCP）の策定等

町は、大規模災害が発生し、町庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定する。

第2節 防災関係機関との連携体制

災害発生時には、防災関係機関との連絡体制が重要となることから、町は、応急・復旧活動に関し、防災関係機関と協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておくものとする。

第1項 協定の締結

1 町における協定の締結状況

町においては、各関係機関と次の協定を締結している。

(1) 県内全市町による広域消防相互応援協定

(2) 災害応急対策用船舶の確保に関する協定

ア 大島商船高等専門学校との協定

2 今後締結を検討する協定等

(1) 大規模災害に備えた遠隔市町村との相互応援協定

(2) 医療救護活動に関する協定

(3) 災害応急対策用車両・船舶の確保に関する協定

(4) 通信設備の利用に関する協定

(5) 食料・飲料水及び生活必需品の供給に関する協定

(6) 道路の啓開等に必要となる操作要員及び特殊車両等の確保に関する協定

(7) その他災害応急対策上必要な事項に関する各種団体等との協定

第2項 応援機関の活動体制の整備

1 町は、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援の受入窓口、指揮命令系統等に必要となる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 町は、救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

【資料編：資料2-6-2 ヘリポート一覧】

第3節 自衛隊との連携体制

町は、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を以下のとおり定め必要な準備を整えておくものとする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法
- 4 連絡先
- 5 自衛隊集結地（※自衛隊と情報交換を実施）

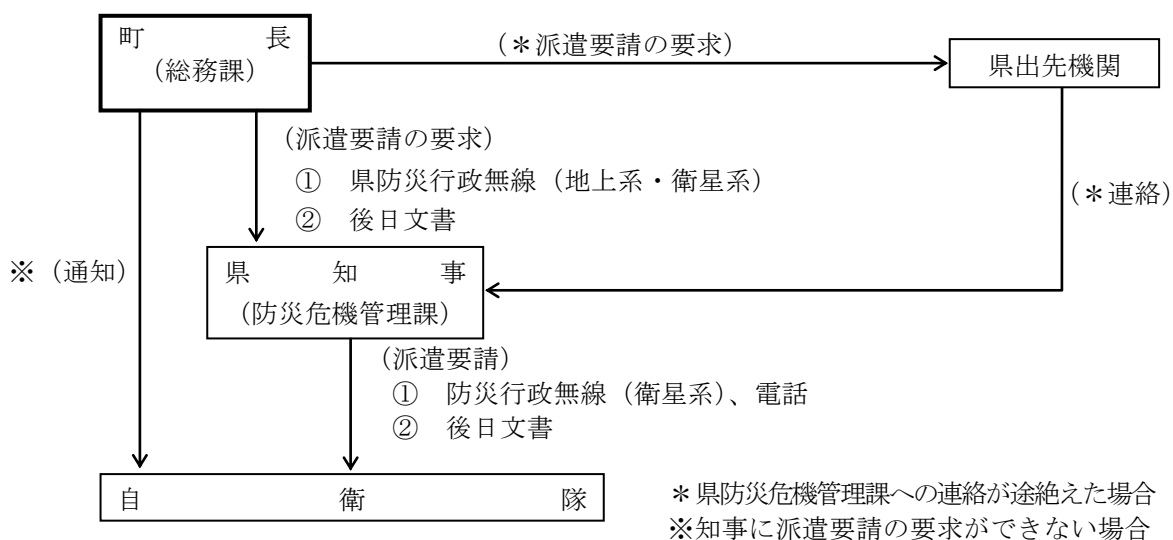


図 要請の手順及び要請先

表 連絡方法及び連絡先

| 連絡先 | | | 連絡方法 |
|-------|----------|-----|--|
| 県知事 | 防災危機管理課 | 山口市 | 083-933-2367 衛星電話 035-201-2367 県防災行政無線 880~889 |
| | | | |
| 県出先機関 | 柳井県民局 | 柳井市 | 0820-24-0250 防災行政無線 (衛星系) 243-51 |
| 陸上自衛隊 | 第17普通科連隊 | 山口市 | 083-922-2281 防災行政無線 (衛星系) 217 |
| | 第13旅団 | 広島県 | 082-822-3101 |
| | 中部方面総監部 | 大阪府 | 0727-82-0001 |
| 海上自衛隊 | 小月教育航空群 | 下関市 | 0832-82-1180 防災行政無線 (衛星系) 218 |
| | 第31航空群 | 岩国市 | 0827-22-3181 |
| | 下関基地隊 | 下関市 | 0832-86-2323 |
| | 呉地方総監部 | 広島県 | 0823-22-5511 |

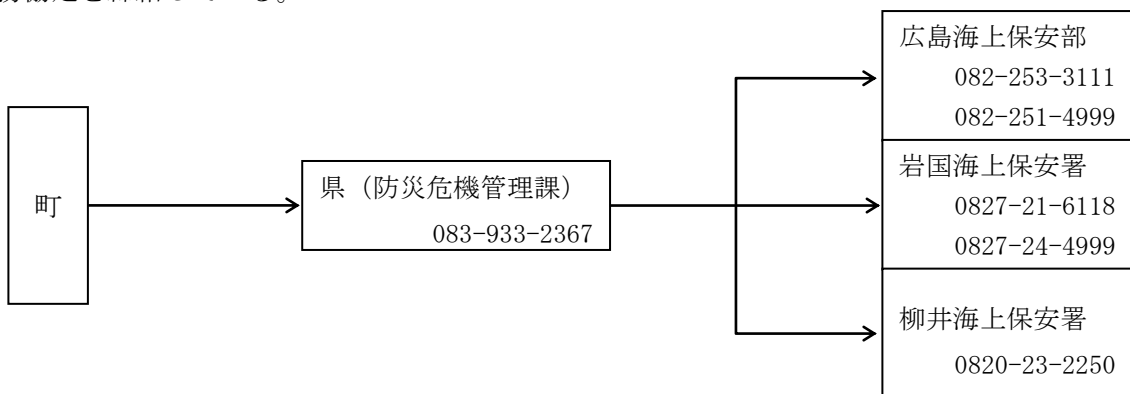
| 連絡先 | | | 連絡方法 |
|-------|----------|-----|--------------|
| | 佐世保地方総監部 | 長崎県 | 0956-23-7111 |
| 航空自衛隊 | 第12飛行教育団 | 防府市 | 0835-22-1950 |
| | 航空教育隊 | 防府市 | 0835-22-1950 |
| | 西部航空方面隊 | 福岡県 | 092-581-4031 |
| | 第17警戒隊 | 萩市 | 0838-23-2011 |

第4節 海上保安部署との連携体制

海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、町は、柳井海上保安署との間の連携体制を整備しておく。また、町及び県は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

【資料編：資料2-6-2 ヘリポート一覧】

なお、柳井地区広域消防組合では、広島海上保安部及び徳山海上保安部と船舶火災に関する業務協定を締結している。



第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において町が円滑に活動するためには、町の防災中枢機能の確保が前提となることから、町の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが必要である。

このため、次の整備対策を講じるものとする。

第1項 町の防災拠点施設

町は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を町の防災拠点施設として位置づけ、整備する。

表 防災拠点施設

| 種別 | 防災拠点施設 |
|------------|----------------------------------|
| ① 災害対策活動拠点 | 町役場大島庁舎 (役場が被災した場合は、被災を免れた庁舎) |
| ② 避難拠点 | 各指定避難所 |

| 種別 | 防災拠点施設 |
|--------------|-------------------------------|
| ③ 要配慮者専用避難拠点 | 各町立病院 |
| ④ 給水施設 | 簡易水道施設等 |
| ⑤ 救援物資集積拠点 | 長浦スポーツ海浜スクエア、すぱーく大島 |
| ⑥ 航空輸送拠点 | 大島グラウンド、東和グラウンド、橘ウインドパークグラウンド |
| ⑦ 海上輸送拠点（港湾） | 久賀港 |
| ⑧ 消防活動拠点 | 消防団消防機庫 |

第2項 整備対策

1 既存施設の安全点検等

既存の施設設備にあつては、安全点検を行い浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施する。

2 防災拠点施設の整備

防災中枢機能を持った前記の第1項「町の防災拠点施設」の整備に努める。

3 本部の代替施設の整備

町は、大島庁舎が被災する場合に備え、他の庁舎（久賀庁舎、東和庁舎、橘庁舎）を代替施設として定め、平素から必要な整備を推進する。

4 自家発電設備の整備

庁舎並びに医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。

自家発電設備は、大雨や津波による浸水の影響を受けず、本来の機能が発揮可能な場所への設置を検討する。

5 資料の被災回避措置

行政資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

第6節 水防資機材の整備

本町は、急峻な山と海に囲まれた地形にあるため、これまでも雨季や集中豪雨時に河川が氾濫し、住宅や耕地に被害をもたらしてきた。

このため、町は、水害に備えて、平素から水防資機材の整備に努めるものとする。

第1項 水防資機材の備蓄状況

(1) 水防用の資機材は、各総合支所等の倉庫、水防倉庫に備蓄されている。

(2) 町は、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議若しくは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

【資料編：資料 2-2-1-2 水防用輸送設備、備蓄器具・資材一覧、水防倉庫一覧】

第2項 水防資機材の整備対策

本町は指定水防管理団体であるため、概ね水防警報区域及び重要水防箇所内の堤防の延長2キロメートルについて1か所の資材備蓄場所を設け、次の器具資材を準備しておくものとする。

| 品名 | 数量 | 品名 | 数量 |
|------|---------|----------|-------|
| くわ | 20 丁 | 杭（長さ 5m） | 20 本 |
| つるはし | 5 丁 | 杭（長さ 3m） | 40 本 |
| 掛矢 | 5 個 | 杭（長さ 2m） | 80 本 |
| 鋸 | 20 本 | ロープ | 550kg |
| おの | 5 個 | ブルーシート | 200 枚 |
| スコップ | 35 丁 | 鎌 | 100 挺 |
| ハンマー | 7 個 | 11 番鉄線 | 50kg |
| ペンチ | 5 個 | 14 番鉄線 | 30kg |
| 土のう袋 | 2,200 俵 | 照明用具 | 若干 |

第 7 節 複合災害

町、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第7章 避難予防対策

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ避難計画を策定する。

第1節 避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努める。

なお、避難場所の指定については、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図る。

第1項 避難の勧告、指示、避難準備情報の基準

町は、避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を別途整備する。判断基準の策定については、雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定める。

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|------------------------|--|---|
| 避難準備 （要配慮者避難） 情報 | 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告 | 通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 外が危険な場合は、屋内での垂直避難等（屋内安全確保） |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 外が危険な場合は、屋内での垂直避難等（屋内安全確保） |

第2項 避難準備情報・勧告・指示事項

避難の勧告・指示に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく

ものとする。

- 1 避難の準備情報・勧告・指示の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期、誘導者
- 5 避難場所、避難経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他災害の状況により必要となる事項。

第3項 避難準備情報・勧告・指示の伝達手段

避難準備情報・勧告・指示等を発令した場合の伝達手段等について、以下のとおり定める。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、消防署、警察、自衛隊、海上保安本部、放送局等の協力による伝達体制を整備する。

また、夜間に避難準備情報・勧告・指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定める。

- 1 信号による伝達
 - サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び公共放送等による伝達
 - (1) 町防災行政無線（同報系）
 - (2) メール（周防大島町防災メール配信システム）、町ホームページ、フェイスブック
 - (3) 電話
 - (4) テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む。）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
 - 災害時における通信途絶を想定し、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体制を整備する。

第4項 避難準備（要配慮者避難）情報

避難勧告及び避難指示の事前段階として、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした避難準備情報に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難勧告・指示を含め、避難準備情報の判断基準を策定するものとする。

第5項 避難場所及び避難所の指定

- 1 選定基準
 - (1) 指定緊急避難場所
 - 災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。
 - なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

(3) その他留意すべき事項

- ・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
- ・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
- ・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
- ・避難人口は、夜間人口による。

【資料編：資料2-7-1-1 指定緊急避難場所および指定避難所】

2 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

前記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

【資料編：資料2-5-1-2 避難場所および避難所の利用一覧表】

3 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわす。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定める。
- (3) 管理責任者を予定する。

第6項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導体制

(1) 誘導責任者、協力者

避難者の誘導は、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に、自主防災組織や地域住民の中から地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶものとする。

(2) 避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明、外国語表示の設置に努める。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2か所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第7項 避難順位の一般的基準

- 1 病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦
- 2 乳幼児、学童
- 3 女性
- 4 その他の者
- 5 防災従事者

第8項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ基準を定めて広報紙、避難マップ等を通じ、住民に周知を図るものとする。

- 1 携帯品として必要なもの
貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電灯、携帯ラジオ
- 2 余裕がある場合
前記の他、若干の食料品、日用品等

第9項 避難所の運営管理

町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項をあらかじめ定めておくものとする。

- 1 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積場所等との連絡）について、あらかじめ定める。
- 2 避難者名簿
- 3 避難収容中の秩序保持（管理要領）
- 4 集団生活に最低限必要な規律等
- 5 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
- 6 各種相談業務

第10項 避難場所開設に伴う被災者救援措置

- 1 給水措置
- 2 給食措置
- 3 毛布、寝具等の支給
- 4 衣料、日用品の支給
- 5 負傷者に対する応急救護

第11項 避難所の整備に関する事項

町は、概ね次の施設・設備を計画的に整備する。

| 区 分 | 主 な 整 備 物 品 |
|----------------------|--------------------------------------|
| 避難生活の環境を良好に保つための設備整備 | 換気、照明等 |
| 避難所として必要な施設・設備の整備 | 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等 |
| 災害情報の入手に必要な機器の整備 | テレビ、ラジオ等 |
| 高齢者や障害者等に配慮した整備 | 手すりの取り付け、スロープ化等による段差解消、点字プレート等の設置等 |
| 避難所での備蓄 | 食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資 |

第 1 2 項 避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

1 平常時における広報

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
- (2) 住民に対する巡回指導
- (3) 防災訓練等の実施

2 災害時における広報

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車における周知
- (3) 避難誘導員による現地広報
- (4) 自主防災組織を通じた広報

第 1 3 項 住民による事前確認

風水害等による災害の発生は、規模・態様等によって同一ではなく、また各地区の実状も様々である。

したがって、住民は、次の事項を事前に確認しておくものとする。

- 1 家から最も近い避難所及び避難場所を2 か所以上確認しておき、避難場所に至る経路も複数の道路を定めておく。
- 2 避難所及び避難場所に至る経路にブロック塀や危険箇所等がないか、事前に確認しておく。
- 3 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、災害時に地域住民の手で速やかに避難が行えるよう訓練等を通じ、周知徹底しておく。

第 1 4 項 被災者支援

罹災認定、罹災証明書交付等の担当課を明らかにし、被災者の支援体制の整備を図る。

第 1 5 項 土砂災害警戒区域の避難対策

- 1 土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を町地域防災計画に定める。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

2 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

【資料編：資料 2-7-1-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設】

第 16 項 浸水想定区域の避難対策

1 水防法第14条、第15条に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を町地域防災計画に定める。

- (1) 浸水想定区域ごとに洪水予報及び氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達方法、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- (2) 浸水想定区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための浸水に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

2 洪水に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。

【資料編：資料 2-7-1-5 浸水想定区域内の要配慮者施設（洪水）】

第 2 節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院等医療機関その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、町及び関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

表 避難計画作成時の留意事項

| 施設区分 | 留意事項 |
|-------------|--|
| 学 校 | それぞれの地域の特性を考慮した避難所及び避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項 |
| 病 院 | 患者を他の医療機関または安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項 |
| 福祉関係施設 | 入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項 |
| その他防災上重要な施設 | 避難所及び避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法に関する事項 |

第 3 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町及び県は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

- 1 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をする。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び町内土木建設業者等

との調達・供給体制をあらかじめ整備する。

- 3 公営住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者への迅速な提供、入居に当たったの選考基準、入居手続き等について、あらかじめ定める。
- 4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。このため、町は、発災時に防災関係機関と一体となって早期に救助活動を実施し、一人でも多くの人命を救助できるよう、あらかじめ救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図る。また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る。

第1節 救助・救急活動

町は、救助・救急体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

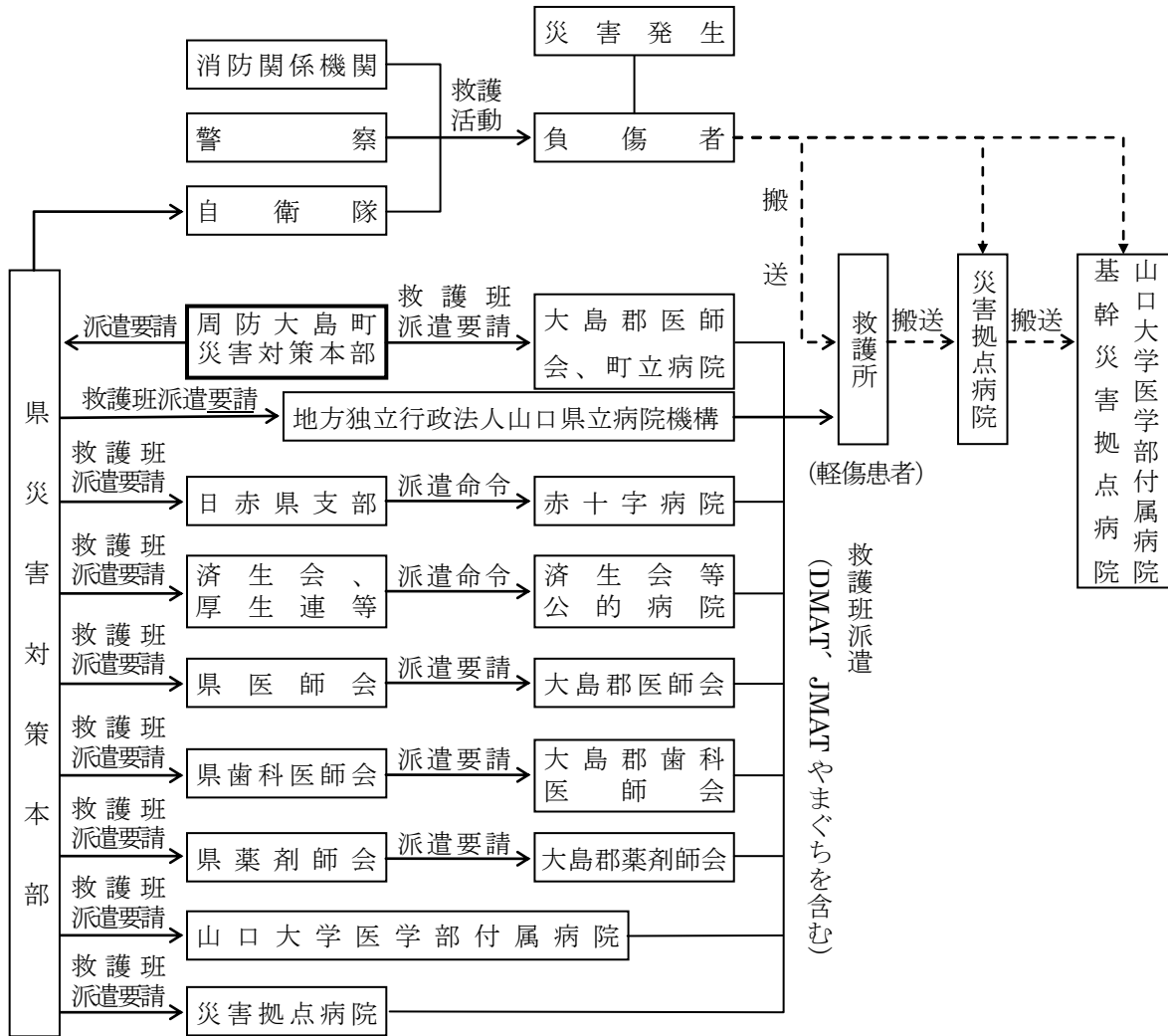
- 1 県内広域消防応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう、受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定める。
- 2 柳井地区広域消防組合、消防署、町内の出張所との共同の防災訓練を実施するなど、平常時から連携体制を確立する。
- 3 災害時における患者輸送車、町営渡船、大島商船高専による緊急搬送システムを確立するとともに、災害時の情報収集、急患・物資の搬送のため、県消防防災ヘリコプター、自衛隊の航空機を迅速に活用できるよう、職員への派遣要請方法の周知を図る。
- 4 エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材の整備充実を図る。
- 5 救助、救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう、町内土木建設業者等との協力体制を整備する。
- 6 消防団、住民（自主防災組織）等に対する訓練を実施する。
- 7 防災訓練時等に柳井地区広域消防組合の参加協力等により、住民に対し応急手当の方法等について啓発指導する。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

町は、災害時における医療救護活動体制を県及び関係機関と調整の上、確立しておくものとする。

[医療救護活動体系図]



1 町の体制整備

- (1) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難場所、避難所、災害現場とする。
- (2) 町内の医療機関で構成する救護班の編成体制を整備する。
- (3) 救護所として町保健センター等の整備等を検討する。
- (4) 離島の救急重症患者については、山口県消防防災ヘリコプター・自衛隊の航空機により本島の医療機関に搬送して離島住民の救急医療の確保を図る。
- (5) 県、医療機関等と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。

2 住民の責務

- (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備する。
- (2) 町、県、日赤山口県支部及び医療機関等が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
- (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモし、常に身に付けておくものとする。

第2項 健康管理体制の確立

- 1 町の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、健康管理、栄養指導ができるよう、保健指導体制を確立する。
- 2 町は、柳井健康福祉センター内にメンタルヘルスケア体制を整備するように要請し、町民のメンタルヘルスの維持を図る。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 町は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時よりこれらの要配慮者に配慮し、防災対策を推進し、安全確保体制を整備することが必要である。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。

第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

1 町の措置

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。

近隣住民、自主防災組織、事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を促進する。

社会福祉施設、病院等の災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。

2 施設管理者等の措置

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制を整備する。

特に、夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所・入院者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。

(2) 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。

(3) 町、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努め、防災意識の高揚を図る。

(4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。

第2項 施設・設備の整備等

1 町の措置

町は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。

町は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。

町は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線や周防大島町防災メール配信システムによる一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図る。

【資料編：資料2-7-1-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設】

2 施設管理者等の措置

社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れ、その他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び救急薬品等の備蓄に努める。

なお、施設・設備等の整備に当たっては、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

- (2) 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

1 在宅要配慮者の支援体制の構築

町は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。

2 在宅要配慮者の実態把握

町は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。

- (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度の創設や避難支援に関する相談窓口の開設を行う。
- (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
- (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。

3 関係団体との連携強化

町及び県は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、「福祉の輪づくり運動」等を実施している町社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

4 情報伝達手段の整備

町は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。

5 関係機関との連絡・連携体制の整備推進等

町は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、柳井健康福祉センター、周南児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。

6 地域住民等による協力体制の整備

町は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策につい

て、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。

このため、町は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の育成・充実に、より一層努める。

- 7 町は、避難行動に時間を要する、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備情報」を発令する。

第2項 防災設備等の設置促進

1 緊急通報装置の整備

町は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時において緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進める。

2 出火防止機器の設置促進

災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

3 文字放送受信装置の普及

聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努める。

第3節 避難行動要支援者名簿

町は、作成した避難行動要支援者支援に関するマニュアルに以下の事項を示し、必要に応じて更新を図る。

- 1 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- 2 町は、防災担当部局（総務課）と福祉担当部局（福祉課）との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- 3 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、町防災計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 避難支援等関係者となる者及びその安全確保
 - (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
 - (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - (4) 名簿の更新に関する事項
 - (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
 - (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 4 町は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた柳井地区広域消防組合、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、

避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

第4節 防災知識等の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

1 町の措置

(1) 在宅要配慮者等への啓発

町は、高齢者、障害者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、消火器の設置・使用方法等の家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

(2) 外国人への対策

外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進めるとともに、地域に住む外国人の参加を得た防災訓練等の実施に努める。

2 施設管理者等の措置

施設管理者は、施設職員や入所者が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

第2項 防災訓練

町は、防災訓練を実施する際には、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達などの訓練内容を検討する。訓練内容の検討にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、訓練においては、要配慮者に訓練の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織、消防団等の協力により、円滑な避難誘導等の確認を行う。

第5節 避難所対策

町は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

第1項 生活の場の確保

町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院施設が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

避難所における要配慮者の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

1 公的宿泊施設、公的住宅の活用

町は、公的宿泊施設の現状、公的住宅の入居状況・空家状況等を常に把握し、災害時に

要配慮者が速やかに入居できるよう、施設の整備を行う。

2 社会福祉施設との協力体制の確立

要配慮者の受入設備が整備されている社会福祉施設等と、災害時における協力体制の確立を図る。

3 要配慮者専用避難所の整備

大規模災害の発生等により、前記1、2の措置では対応が困難な場合に備え、次の施設を要配慮者専用避難所として体制を整える。

表 要配慮者専用避難所

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------------------|--------------|
| 大島病院 | 周防大島町大字小松1415-1 | 0820-74-2580 |
| 東和病院 | 周防大島町大字西方571-1 | 0820-78-0310 |
| 橘病院 | 周防大島町大字西安下庄3920-17 | 0820-77-1000 |

第2項 介助・生活支援体制の確保

避難所における要配慮者の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第10章 緊急輸送活動

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であるため、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急通行車両の確保体制の確立を図る。

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

なお、輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ、施設の管理者と災害時の利用形態等について協議する。

1 県指定の緊急輸送施設等

県は、大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう、陸、海、空の交通手段を活用した緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

(1) 緊急輸送施設等の指定

県は、次の基準により各輸送施設を指定している。

| | |
|--------|--|
| 道 路 | ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定 イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定 |
| 港湾（漁港） | ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定 イ 海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定 |
| 飛行場等 | ア 航空輸送の拠点となる飛行場等の指定 イ 臨時ヘリポートの指定 ※ 大規模災害時の災害応急対策活動を支援するため、必要に応じて県内自衛隊基地を活用 |

(2) 町内の県指定緊急輸送施設

ア 道路

県指定の緊急輸送道路の設置状況は、次表のとおりである。

| 路線名 | 機能区分 | 管理者 |
|---------|-----------|-----|
| 国道437号 | 第2次緊急輸送道路 | 山口県 |
| 県道大島環状線 | 〃 | 〃 |

イ 港湾、漁港、飛行場等

町内には県により緊急輸送施設として「久賀港」が指定されている。

2 町指定の緊急輸送施設

町は、各地域の実情に応じた輸送施設、拠点の指定を図る。

○本編第3編第8章「緊急輸送計画」

3 輸送拠点の周知

町は、指定した施設について、広報紙等を活用するなどして関係機関及び住民等に周知

を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

- 1 道路管理者は、管理する道路の信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。
- 2 災害発生時の交通の混乱を防ぐため、車両の通行禁止または制限等について、あらかじめ柳井警察署と協議する。

第3節 道路啓開

町は、町道について発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制の整備を図る。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

町は、平常時より庁用車両の定期点検等を実施し、現状を把握しておくとともに、災害時に緊急通行車両等の不足に備え、平素より運送事業者、関係団体等との協定締結等の検討を図り、車両等の調達体制の整備に努めるものとする。

第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

町は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

また、町は、山口県市町災害対策基金組合理約に基づく基金を積み立てるものとする。

第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑に実施するため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

町は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものとして、その備蓄並びに調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

また、他市町との応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備についても検討する。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

町は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備する。

- (1) 主食系として、米について、県及び農林水産省中国四国農政局山口支局等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるよう、体制を整備する。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの食料の調達可能量（流通在庫量または製造能力）の把握に努める。

◎精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

町（上下水道課）は、応急給水に係る給水拠点、給水基準、給水体制など応急給水活動計画を定める。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備する。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

町は、県がまとめた「地震被害想定報告書」の本町の被害推定結果を参考にして、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に、飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

(2) 井戸水等の活用

町は、町内の井戸及び自然水の分布状況を把握し、井戸水等を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）との連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

町は、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等応急給水資機材の整備、備蓄及び応急復旧体制の充実に努める。

5 応急復旧体制の整備

町は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、他市町、指定給水装置工事事業者など民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

町は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ポンペ等の生活必需品等について、流通業者、流通在庫量等の把握を行い、調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努める。

また、今後、流通業者等との流通備蓄に関する協定の締結に努める。

第4項 住民のとりべき措置

住民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、2～3日分（推奨1週間）の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努める。

第2節 災害対策基金計画

町は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、災害基金の積立を行う。

第1項 山口県市町災害基金

1 災害基金組合

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、山口県内の全市町をもって山口県市町災害基金組合が設立され、災害基金の積立てを行っている。

2 基金組合への積立て

平成3年度における基準財政需要額により算定された組合市町の納付目標額に達するまで、組合市町は毎年度、前年度の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額の100分の0.2に相当する金額（その金額が組合市町の当該平均額を超える場合にあっては、平均額を上限とする。）を組合に納付する。

3 基金の処分

(1) 基金の処分の対象となる災害は、次に掲げるものである。

- ア 風害
- イ 水害
- ウ 雪害
- エ 地震
- オ 干害
- カ 火災
- キ その他議会の議決を経て定める災害

(2) 次に掲げる事項に該当する場合にあっては、市町納付金の3倍以内の額を処分するこ

とができる。

ア 災害による減収補てんを要するとき。

イ 災害対策事業費の支出を要するとき。

ウ その他災害に伴う費用の支出を要するとき。

(3) 前記事項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事業を行うときは、市町納付金現在額の範囲内において、基金の処分を行うことができる。

ア 道路、河川その他の公の施設の保全整備または災害防止対策等に関する事業

イ 災害等に係る自動車または自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業

ウ その他組合長が必要と認めた事業

第12章 ボランティア活動の環境整備

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

本計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものとする。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、概ね次のようなものとする。

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|----------|---|
| 専門ボランティア | <ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）・その他特殊な技術を要する者・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） |
| 一般ボランティア | <ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・要配慮者等への生活支援・その他危険のない軽作業 |

第2節 ボランティアの育成

第1項 住民に対する普及・啓発

町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの住民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

町は、町社会福祉協議会と連携して、福祉ボランティアに災害時にもボランティアとして

活動を行うよう協力依頼し、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう、必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、町は、県及び関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

県は、県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備えている。

町は、広報紙等を通じて、住民に対して県の行う当該登録制度について周知を図る。

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 情報提供

ボランティア、特に被災地域外からのボランティアは、活動を行うに当たって、被災地のどの分野でそのようなニーズがあるのか、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。そのため、町は、災害時にボランティアに対する情報提供を行うため、関係機関等と連携を図り、災害対策本部にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設ける。

第2項 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会等のボランティア関係団体と連携をとりながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を確立する。この場合において、行政組織内においてはボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、町は、災害時におけるボランティア活動の拠点とな施設（町社会福祉協議会）の提供についてもあらかじめ検討する。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

町は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担うボランティアセンターの体制の強化を図るため、町社会福祉協議会に対する支援に努める。

第13章 施設、設備等の応急復旧体制

町、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、住民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講じる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、町は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

1 被災施設の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講じる。

2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じる。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制を整備する。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

町は、災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、柳井地域広域水道企業団、他の水道事業者、関係業者団体等と応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

町は、下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他の下水道事業者、関係業者団体等と応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 通信事業者

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすな

どその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第5項 LP ガスの取扱事業者

二次災害の発生を防止するため、販売店等の取扱事業者に対して、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備等について指導する。

第14章 危険家屋移転促進対策

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。

第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域または被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転をさせることを目的として、一定規模の住宅用地を整備する等の集団移転事業を推進し、併せてこれらの事業に対する国の財政上の特別措置等を定める。

第2項 事業主体

町が実施する。ただし、例外として町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）にかかるもの。

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。）
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入または住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画

第1項 事業の目的

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅（※）の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行

い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

※危険住宅・・・がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域または同法第40条の規定に基づき、地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第3条、第4条、第7条及び、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域）に存する既存不適格住宅

第2項 事業主体

町が実施する。ただし、特別の事業がある場合には、県が実施することができる。

第3項 移転の促進

町は、事業計画に従って危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。

第4項 国の補助制度

国は事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。

- 1 危険住宅の除去等に要する経費
- 2 危険住宅に代る住宅の建設、購入に要する経費

第5項 県の補助制度
県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第5項 県の補助制度

県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について予算の範囲内においてその4分の1を補助する。

第15章 火災予防対策

火災は、住民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また、延焼拡大した場合は、地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、町、県及び消防機関等は、必要な予防対策を推進する。

第1節 火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため町は、消防本部及び関係団体等と連携協力して、地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に、春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、防災行政無線（同報系）、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火災を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火・防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(イ) 防災行政無線を利用し、定時放送による啓発活動

(ロ) 広報紙を利用した啓発活動

(ハ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ニ) 巡回による啓発広報活動

(ホ) 学校、職場等における防火指導

(ヘ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

(1) 町は、大規模な火災などの災害から人命と財産を確保するため、まちの防災構造化を推進する。

(2) 町、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた柳井地区広域消防組合火災予防条例等の周知徹底を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵または取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、町は柳井地区広域消防組合と連携して効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 広報紙、防災行政無線等を活用し、住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 県、柳井地区広域消防組合等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火診断の実施

柳井地区広域消防組合で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅防災機器等の普及促進

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の育成充実

火災や災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、既存の防火クラブ（幼年・少年・婦人の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

自主防災組織の育成については、第2章第2節「自主防災組織の育成」に定める計画によるものとする。

(2) 防火（防災）教育の充実

事業所の自衛消防隊員、住民等を積極的に消防学校に入校させ、町全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

また、消防学校に入校困難な消防団員、町職員、住民等に対しては、移動消防学校の活用を図るなどして必要な知識・技能の習得の支援を行う。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防本部、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、町は柳井地区広域消防組合及び関係団体等と連携して次の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、町及び柳井地区広域消防組合等は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅防災用機器の普及
- (3) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう、消防団、自治会（自主防災組織）、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、町及び柳井地区広域消防組合は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者、管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、柳井地区広域消防組合は、この制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

柳井地区広域消防組合は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

(1) 柳井地区広域消防組合は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

(2) 柳井地区広域消防組合は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

柳井地区広域消防組合は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする旅館、病院、社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

(1) 柳井地区広域消防組合は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。

(2) 特に高齢者、障害者等の要配慮者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導体制の確立について指導を行う。

(3) 病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。

(4) 柳井地区広域消防組合は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

柳井地区広域消防組合は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項の早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反對象物に対する是正措置の徹底

柳井地区広域消防組合は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反對象物については、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工事、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため、大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、町における消防力の充実・強化が求められることから、町は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 町消防計画の整備

町は、国が定める基準に従い策定している消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。

- (1) 消防組織に関すること。
- (2) 消防力等の整備に関すること。
- (3) 防災のための調査に関すること。
- (4) 防災教育訓練に関すること。
- (5) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- (6) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (7) その他災害に関すること。

2 消防組織の充実

(1) 柳井地区広域消防組合の充実

予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。

(2) 広域消防応援体制の整備

県内の市町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、

町は必要な運用体制の確立に努める。

(3) 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性に鑑み、町は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(4) 自主防災組織の育成

本節第1項5 参照

(5) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、柳井地区広域消防組合及び町は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ホンプ等の整備を推進する。

なお、町は、出火時に速やかに初期消火ができるよう、消火栓の近くに開閉バルブ、ホース、筒先がセットされた消火栓ボックスの配備を引き続き計画的に推進する。

エ 自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう、軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

ア 柳井地区広域消防組合は、林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、県と連携し林野火災用空中消火資機材の計画的な整備を推進する。

イ 消防本部は、化学消火薬剤の整備充実に努める。

第6項 文化財防火対策の推進

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 町内の文化財

現況町内には、資料編に示す指定文化財がある。

【資料編：資料2-15-1 町内の文化財】

2 予防対策実施責任者

(1) 予防対策……所有者または管理団体

(2) 予防対策指導……教育委員会

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 町、柳井地区広域消防組合への災害通報体制

(ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立

(エ) 自衛消防組織の確立

(オ) その他、注意札、火気の使用禁止

(3) 防火思想の普及啓発

ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

(ア) 防災思想の普及（防災行政無線、広報紙、展示会、講演会、映画等による。）

(イ) 防火訓練の実施（通報、消火、重要物件の搬出、避難等総合的にかつ消防本部の協力・指導のもとに行う。）

イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第7項 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 林野火災予防計画

町土の約51.9%を占める林野は、木材その他の林産物の供給、町土の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として住民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。このため、町及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、たばこ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること、及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、町及び柳井地区広域消防組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の推進

町は、県及び関係者と連携協力して、住民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、県、町、消防本部及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め、強力に啓発運動を展開する。

- (ア) 防災行政無線等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じた広報（児童生徒の防災思想の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 町有林野監守員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

ハイキング、山菜採取等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者（作業員・工事関係者）対策

山林内において事業を営む者または造林、伐採等の作業員若しくは工事関係者は、次の体制をとるものとする。

- (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。
- (ウ) 事業所に火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ゴミ焼き箇所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。

(エ) 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう、森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じるものとする。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、町及び柳井地区広域消防組合は、周防大島町火入れに関する条例及び柳井地区広域消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

(ア) 火入れを行う場合は、必ず町長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。

(イ) 火入れ方法の指導

強風注意報、乾燥注意報または火災警報の発令中または発令された場合は、一切の火入れを中止する。

また、火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認めるときまたは強風注意報、乾燥注意報または火災警報が発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。

(エ) 森林法及び町条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路沿線等における火災対策

町内バス等運送業者は、バスの乗員・乗客等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

(ア) 危険地帯の可燃物の除去

(イ) 路線の巡視

(ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立

(エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜

(オ) 緊急時における専用電話利用の便宜

オ 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。

(ア) 一般住民に対する防火意識の啓発

(イ) 無許可入山者の排除

(ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

町、森林所有者は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

(4) 関係団体との協力体制

町及び柳井地区広域消防組合は、森林所有者、地域住民による自主防災組織との間の協

力体制の充実を図る。

第2項 林野消防対策の推進

町及び柳井地区広域消防組合は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 町及び柳井地区広域消防組合は、下関地方気象台及び県から火災気象通報が発せられた場合に、遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (2) 町長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

町及び柳井地区広域消防組合は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

平成24年4月1日、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を再締結しており、今後はこれらの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

町は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、柳井警察署、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、町及び柳井地区広域消防組合は迅速な火災発生速報が行えるよう、あらかじめ必要な体制を確立しておく。

3 林野火災消火訓練の充実

町及び柳井地区広域消防組合は、関係者の協力を得て、林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施する。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生または拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火林道等の整備

町は、防火林道、防火樹帯の整備等を実施するものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、町及び柳井地区広域消防組合は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 町は、林野火災危険地域に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 町及び柳井地区広域消防組合は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 町は、消火活動または防火線としての役割を具備するよう、林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災危険地域については、公有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について、町及び柳井地区広域消防組合はその充実に努める。

3 空中消火体制の整備

町及び柳井地区広域消防組合は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ、日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 二次災害の防止活動

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第16章 交通災害予防対策

多数の者の避難を伴う大規模な交通機関の事故等に対して、防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

第1節 海上災害予防計画

本町は海に囲まれ、海上交通は日常生活において欠かすことのできない重要な交通手段であるが、海上交通の輻輳化により、船舶による各種災害（海上火災（爆発を含む。以下同じ）、油等危険物の流出等）の発生が危惧される。

第1項 海上火災予防対策

下関地方气象台、柳井海上保安署、町、柳井地区広域消防組合、港湾・漁港管理者及び事業所等は、相互に協力し、航行中、係留中の海上災害の未然防止を図るため次の対策を推進する。

1 气象台

(1) 海上交通安全のための情報の充実

下関地方气象台は、船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

2 柳井海上保安署、港湾・漁港管理者

(1) 海上交通安全のための情報充実

海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。

水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。

(2) 船舶の安全な運航の確保

港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。

小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。

(3) 船舶の安全性の確保

危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

(4) 船舶消防設備等の整備の指導

船舶における火災の発生及び拡大を防止するために、船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い、海上火災の防止に努める。

また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。

(5) 海上災害予防運動の実施

海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、輸送船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を

通じ海上火災の防止に努める。

(6) 港湾施設関係者等への指導

ア 港湾施設管理者、所有者及び使用者等に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置または改良の指導を行う。

イ 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。

(7) 海上防災訓練への協力

岩国地区（周東・大竹）排出油防除協議会が毎年1回以上実施する、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練に協力する。

(8) 捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

捜索、救助・救急活動を実施するための船艇、航空機及び潜水器材等を活用した捜索、救急救用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

(9) 二次災害の防止活動体制の整備

柳井海上保安署は、航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

3 柳井地区広域消防組合

岸壁に係留された船舶は、消防法の適用を受けることから、柳井地区広域消防組合は、海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。

(1) 港湾施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留中の漁船等に対して必要な指導を行う。

(2) 海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊設備の充実を図る。

(3) 係留中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講じる。

ア 係留施設等の実態把握

管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。

イ 入港する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握

管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。

ウ 通報・連絡体制の確立

港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。

エ 情報収集体制の整備

海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。

オ 消防訓練

海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、関係者に協

力する。

カ 応援体制の整備

海上災害に係る機関（柳井海上保安署）及び町等との間の応援体制の充実強化を図る。

4 県・町（港湾・漁港等施設管理者）

港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

5 警察

捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

6 事務所

荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため、次の措置を講じる。

(1) 係留船舶の火災爆発防止

危険物積載船舶に対する移動命令または航行制限もしくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行う。

(2) 通報連絡体制の整備

災害発生時等における、関係機関（柳井海上保安署、柳井地区広域消防組合、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

第2項 危険物等の大量流出対策

油、有害液体物質等の海上への流出・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）により各種の規制がなされている。

また、油等の流出に係る海洋汚染防止への対応については、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油等防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

町及び防災関係機関は、県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故により、大量の油の流出や火災が発生し、または発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油等汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、柳井海上保安署、町、柳井地区広域消防組合、中国・九州地方整備局、県、柳井警察署等関係機関は、早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

(1) 応急活動体制の整備

町及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

(2) 連携協力体制の確保

ア 油・危険物等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、現在、関係機関、団体、事業所を構成員とする「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」が設置され、官民一体となった海上災害への対応がなされており、その連携強化を図る。

イ 油等汚染による動植物等の保護、環境保全等への対応も必要となることから、関係機関は必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関相互間、関係団体等との連携協力体制の確保に努める。

3 関係資機材の整備

(1) 国土交通省令で定められた船舶所有者及び施設の設置者は、海防法に基づき排出油等の防除措置の実施に必要な資機材を船舶内及び施設等に備え付ける。

(2) 町及び県は、排出油から保全すべき施設・設備・海岸等に必要な資機材（船艇、オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の整備充実を図るとともに関係機関を指導する。

4 訓練等

柳井海上保安署又は広島海上保安部柳井海上保安署、県、町、柳井地区広域消防組合、関係事業所等は、相互に連携し、危険物等の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を年1回以上実施し、必要な技術の習得等に努める。

第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結してきているが、さらにその充実を図っていくものとする。

第2節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本町における現在の道路体系は、国道437号を軸として、これに県道、町道が連携し、道路網を形成している。

しかし、第1編第2章第1節第2項2「交通」に記載のとおり、県道は曲がりくねっているところが多く、交通危険箇所となり、また特に住宅密集地においては狭く、混雑の原因となっている。

町道については、計画的に改良整備を行ってきているが、まだ道幅が狭く、緊急車両の入れない未整備箇所がある。

2 対策

(1) 県は、气象台による気象、地象、水象に関する情報を道路交通管理に有効に活用するため、气象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

- (4) 安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- (5) 収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進する。
- (6) 危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努める。
- (7) 防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。
- (8) 円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (9) 道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。
- (10) 災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。
- (11) 県道については、早期改良を関係機関に強く要望していくとともに、一部地域のバイパスの早期建設を促進する。

町道については、緊急車両等の通行不能地区の解消のため、緊急度の高い路線から逐次改良整備を計画的に進める。

また、交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。

第17章 産業災害予防対策

火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について各防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。

第1節 危険物等災害予防計画

第1項 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 国及び地方公共団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の向上を図る。
- 2 地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が発生した際に、消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるように複数の進入経路の確保に努める。
- 3 町は、建築物用途の混在を防止するよう努める。
- 4 国、地方公共団体及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物関係施設の安全性の向上に努める。
- 5 国、地方公共団体及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2項 石油類の災害予防対策

1 危険物施設の現況

町内における危険物施設の現況は、資料編に掲載のとおりである。

【資料編：資料2-17-1 町内危険物設置一覧】

2 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第11条、労働安全衛生法第88条・第91条）

（ア）知事（消防本部及び消防署をおかない市町の区域内）

（イ）労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準（危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則）

貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

（ア）立入検査

知事、労働局及び労働基準監督署は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう規制し、また必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。

（イ）自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、（一社）山口県危険物安全協会連合会

と協調して、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第 10 条、労働安全衛生法第 20 条・第 91 条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

(ア) 知事（消防本部及び消防署をおかない市町の区域内）

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 指導対策

(ア) 立入検査

知事、労働局長及び労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

(イ) 自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、（一社）山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。

(ウ) 運搬対策

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28条～第30条の2で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第 3 項 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法、労働安全衛生法）

1 実施責任者（火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号））

(1) 経済産業大臣（中国四国産業保安監督部）

(2) 知事

ただし、経済産業大臣から知事に権限が委任された次の事項のみとする。

ア 火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するものまたは産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関すること。

イ 火薬庫に関する報告の徴収（法第 42 条）、緊急措置等（法第 45 条）に属する事項

ウ 販売業者に関する報告の徴収（法第 42 条）、緊急措置等（法第 45 条）に属する事項

エ 取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第 30 条 2 項）

に関する報告の徴収（法第 42 条）、緊急措置等（法第 45 条）に属する事項

(3) 労働局（労働安全衛生法）

2 製造及び販売営業の許可の基準

法第 7 条、同法施行規則（昭和25年通産省令第88号）第4条、4条の2による。

3 指導対策

(1) 危害予防規定の設定（法第 28 条、同法施行規則（昭和 25 年通産省令第 88 号）第 6 条）

(2) 保安教育計画の策定（法第 29 条、同法施行規則第 67 条の 2～67 条の 7）

- (3) 保安責任者の措置（法第 30 条、32 条、同法施行規則第 70 条の 2～70 条の 6）
- (4) 保安検査の実施（法第 35 条、同法施行規則第 44 条の 2）
- (5) 立入検査等の実施（法第 43 条、労働安全衛生法第 91 条）
- (6) 緊急措置等の実施（法第 45 条）
- (7) 自主検査の実施（法第 35 条の 2、同法施行規則第 67 条の 8～67 条の 11）

第 4 項 高圧ガス等の災害予防対策

高圧ガス等の災害予防対策は、高圧ガス保安法（昭和26 年法律第204 号。以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラ及び圧力容器安全規則による。

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びにボイラ、圧力容器の製造及び取り扱いを規制するとともに、高圧ガス保安協会、山口県高圧ガス保安協会、日本ボイラ協会等による高圧ガスの保安、ボイラ、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高圧ガス等による災害を防止する。

1 実施責任者

経済産業大臣（中国四国産業保安監督部長）、知事、労働局長、労働基準監督署長

2 許可の基準

法第8条、16条による。

3 指導対策

- (1) 危害予防規定の制定（法第 26 条）
- (2) 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法第 27 条）
- (3) 保安統括者等の選任及び届出
- (4) 保安検査の実施（法第 35 条、労働安全衛生法第 38 条）
- (5) 定期自主検査の実施（法第 35 条の 2）
- (6) 製造所等が行う危険時の措置及び届出（法第 36 条）
- (7) 緊急措置の実施（法第 39 条）
- (8) 立入検査の実施（法第 62 条）

4 高圧ガスの移動中における災害防止対策

高圧ガスの移動中における災害の発生を防止するため、山口県高圧ガス保安協会においてガス別に防災事業所を指定し、地域内で発生した事故等の応援活動を行う。

第 5 項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法（昭和29年法律第51条））

(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策

ガス事業法第25条の2、28条、36条の2、37条の2、37条の7、47条、47条の5による。

(2) ガス事業者の行う予防対策

ガス事業法第28条、30条、31条、35条、36条の2の2、36条の2の4、37条の7による。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

(1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策

ガス事業法第39条の5、39条の13、39条の18、46条、47条、47条の2による。

(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者

ガス事業法第39条の10による。

3 ガス事故等の防止対策

(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う防止対策（ガス事業法第46条）
ガス事業者に対し、ガス事故報告に基づきガス事故再発防止のための行政指導を行う。

(2) ガス事業者の行う防止対策

ガス事業者は、次によりガス事故の未然防止に努める。

- ア 巡回点検
- イ 老朽管の取替
- ウ 漏えい検査
- エ 下請事業者の工事監督
- オ ビル、地下工事の際の事故防止
- カ 一般消費者への周知と調査
- キ 社員教育の徹底

第6項 大気汚染物質による災害予防対策

ばい煙の排出基準の遵守状況の監視指導を行うとともに、特定物質についても、事故時等により人体に重大な危害を及ぼすことがないように予防措置を実施する。

また、大気汚染の主要物質であるイオウ酸化物等について自動測定器による常時監視を実施する。

1 立入検査

知事又は中国四国産業保安監督部長は、必要に応じ工場または事業場に設置されるばい煙発生施設及び特定物質発生施設等の立入検査を実施する。

2 常時監視

知事は、いおう酸化物自動測定器等により大気汚染状況を常時監視する。

3 緊急時の措置

知事は、大気汚染が悪化したことを認めた場合は、企業に対して排出量の減少措置について協力を求め、勧告を行い、または命令する。

4 特定物質に関する事故等の措置

知事又は中国四国産業保安監督部長は、事故等により特定物質が多量に排出され、周辺住民の健康被害のおそれのあるときは、企業に対し、その事故の拡大または再発防止のため必要な措置をとるべきことを命ずる。

第7項 毒物劇物の災害予防対策

1 毒物劇物取扱施設の災害予防対策

毒物劇物取扱施設の災害予防対策は、毒物及び劇物取締法第11条による。

製造所、取扱所等の施設の構造及び設備について飛散、流出等の事故がないよう次の措置を行う。

(1) 実施責任者

知事

(2) 毒物劇物製造所の設備（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4）

製造場所の構造、貯蔵設備、運搬用具が基準に適合するよう規制する。

(3) 指導対策

- ア 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）
- イ 自主点検

2 毒物劇物の災害予防対策（毒物及び劇物取締法第16条第1項）

毒物劇物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策が異なるので毒物及び劇物取締法の規定により予防対策を推進する。

(1) 実施責任者

知事

(2) 指導対策

ア 立入検査（毒物及び劇物取締法第17条）

イ 自主点検

ウ 貯蔵対策

エ 運搬対策

オ 廃棄対策

第2節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、地すべり防止、土砂崩壊防止等の対策を防災事業長期計画（地震防災緊急五箇年計画等）に基づいて実施、または関係機関に実施の促進を要請するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査計画をし、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要のあるため池についてため池等整備事業を進める。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土壌地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに、農地の流亡防止のため農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸食による被害から海岸を防護し、もって町土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防等の整備を関係機関に要請する。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、町土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を関係機関に働きかける。

6 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険の生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

7 農業用河川工作物応急対策事業

洪水・高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策

1 県指導班への指導要請

県は、農業振興課及び畜産振興課に対策指導班、柳井農林事務所に現地指導班を設置するので、町はこれらの各指導班に指導を要請し、各種の気象災害による農作物等の被害を防止する。

| 区分 | 指導内容 |
|-------|---|
| 対策指導班 | ①農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員は普通作物、野菜、花き、果樹、畜産、病害虫、土壌肥料並びに農業経営・生活など専門項目について、試験研究機関等における災害別による研究成果を把握し、農林事務所（農業部、畜産部）に対し周知徹底を図る。 ②気象庁が行う長期、短期予報、災害警報等を農林事務所（農業部、畜産部）に通知し、予想される防災技術について指導を行う。 ③各種の災害が発生した場合には、技術的防除対策を早期に樹立し関係農林事務所（農業部、畜産部）に指示を行うとともに、重要事項については直接農業振興課職員、農林総合技術センター農業技術部職員及び畜産振興課職員を現地に派遣して指導する。 |
| 現地指導班 | 関係機関・団体と連携し、気象災害の発生が予想される場合は、技術的防止対策の周知徹底を図るとともに、気象災害が発生した場合には、速やかに被害実態を把握し、必要な技術指導を行う。 |

2 防災営農方式の確立

災害常襲地域または異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、野菜、花き、果樹、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第3節 地下埋設物災害予防計画

第1項 目的

地下工事現場における地下埋設物施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し、第二次災害の拡大を予防し、沿道住民及び通行者の安全確保を図る。

第2項 実施機関

県、町、中国電力(株)、西日本電信電話(株)、工事施行者

第3項 工事現場安全管理体制の確立

1 安全管理組織

組織図を作成し、責任の明確化を図る。

2 現場責任者の指定

責任者を指定し、現場における工事の施行に関しての指揮をとる。

3 非常事態における緊急措置

緊急時における分担区分と動員計画を確立する。

第4項 安全対策

1 工事施行に係る安全対策

工事施行に当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、消防法等その他公署からの命令事項を遵守して工事を行うよう義務づけ、なお、

工事施行者においても監督を行う。

2 地下埋設物管理者との協定

地下埋設物については、各管理者と協定または承認書等を取り交わし、安全の確保に努める。

なお、工事については、試験掘等を行い、その位置を確認し、埋設物（特に電気・通信）に接近した場所での作業は、各管理者の立会いを求める等の措置を講じ、安全の確保に努める。

3 他の施行工事との連絡協調

道路管理者主催の調整会議、企業者間打合せ会議等において工事について十分、打合せを行い、工事の施行中においても連絡を密にして協調を図る。

4 沿道住民への通報体制

緊急時において、現場内の非常ベル等を鳴らして作業員に知らせるとともに、防災行政無線、広報車やハンドマイク等により沿道の住民に周知させる。

5 各種防災用具の着用または備付場所の標示

消火器等の防災器具、各種標識類はもとより、防火用具の着用、ガス検知器等を請負業者に義務づける。

6 工事現場の巡回、点検

工事現場は、常に巡回を行い、保安設備等の点検を行い、不十分なものについては、速やかに改善等の措置を行わせる。

7 応急資機材の確保

必要な資機材は、現場近くに準備し、緊急時に備える。

8 防災訓練の実施

工事の進行に伴い、予想される災害を想定して関係機関と合同による防災訓練を実施する。

9 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対して、建設工事の際の電気・通信施設による災害を防止するため電力・通信ケーブルの敷設状態、埋設深度、材質等施設に関する知識の普及を図るとともに、電気・通信事故防止に当たっての注意事項の徹底を図る。